

学研労協 NEWS ニュース

国立環境研究所労働組合の闘い 不利益遡及分の返還請求裁判、第4回口頭弁論が開かれる

国立環境研究所労働組合執行委員長、中嶋信美氏の報告から抜粋して記載します。

国立環境研究所労働組合は、研究所経営陣を相手取り、標記「減額遡及分の返還請求裁判（国立環境研究所未払い給与請求事件）」を行っています。これまでに4回の口頭弁論と2回の証拠整理手続きがおこなわれました。第2回口頭弁論までの主な論点を別表にまとめました。第3回以降の争点は「財源」と「情報提供および交渉」です。原告は不利益遡及をおこなう予算的な必然性はなかったこと、情報提供や交渉はきわめて不十分であったことを立証しようとしています。

第4回口頭弁論（平成25年6月17日）では、原告の求釈明に対し、被告より「運営費交付金に種類はない。」との回答を得ました。原告より「運営費交付金に種類がないのであれば、その運用は法人にゆだねられているのだから、不利益遡及分は人件費以外の予算から捻出することで対処できるのではないか。」と反論しました。また、「被告は運営費交付金における人件費の縛りは本来存在しないものであることを認めたのであるから、不利益遡及措置に合理性はなく、被告が自己保身のために労働者を犠牲にした措置であること。」を主張しました。この主張に対し被告は「争う」との回答が示され、原告より、「争う」という主張だけでは抽象的なもので、もっと具体的に争点を示すよう要請しました。原告が申請した証人に対して、被告は「当時の総務部長ではなく、人事係長を証人としたい。」との反対弁論がありました。裁判長は「双方の陳述書を見た上で証人の採否は次回決定したい。」と回答して閉廷しました。

国立環境研究所 不利益遡及裁判の主な論点（第2回口頭弁論まで）		
	被告の主張	原告の主張
職員の身分	独法の人件費はすべて税金でまかなわれているので公務員準拠とすべき。	独法の労使関係は労基法に従うこととなっていた。独法化後、勤務時間なども労基法に従って改正された。
遡及措置の合理性	独法化後の給与改定は人事院勧告に従って行ってきたのであるから、今回の措置も合理性がある。	今回の措置は人事院勧告に従っていない。勧告に従うなら12月末までに調整すべきで、このような判断をおこなわなかった被告は怠慢である。
政府からの要請	政府からの要請に応えるべき。	政府からの要請に応える義務はなく、法人として判断すべき。
財源	交付金が相当分減額されることが予定されているのだから、その分の減額措置は合理的	実際に減額されてから、労側と交渉すべき。交付金は自由に使えるのだから、他の予算項目とのやりくりで減額せずに済むはず。
情報提供および交渉	原告に対し情報提供を行ってきたので、説明は十分おこなった。	被告から最終的な給与規程改正案を受け取ったのが3月上旬であり、その後交渉も一度しか実施せず3月末に給与規程改正を強行した。

※今後の予定は、第5回口頭弁論が平成25年8月19日（月）午後3時から水戸地方裁判所土浦支部第一法廷にて開かれる予定で、そのあと午後3時30分から同法廷で高エネ研の裁判が開かれます。6月17日同様、この日も独立行政法人処遇裁判のダブルヘッダーになります。みなさんの応援よろしくお願ひします。